

平成 23 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 バッカス株式会社
代表者名 代表取締役 林 竜也

エノテカ株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

バッカス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 23 年 2 月 2 日、エノテカ株式会社(東証第二部：3049、以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、平成 23 年 2 月 3 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 23 年 3 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

バッカス株式会社
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

エノテカ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- i 対象者の平成 16 年 6 月 28 日開催の第 16 期定時株主総会及び平成 16 年 12 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「平成 16 年新株予約権」といいます。)
- ii 対象者の平成 18 年 1 月 26 日開催の臨時株主総会及び平成 18 年 3 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「平成 18 年新株予約権」といい、平成 16 年新株予約権及び平成 18 年新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
51,856 株	34,571 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(34,571 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(34,571 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である 51,856 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第 23 期第 2 四半期報告書(平成 22 年 11 月 15 日提出)に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(50,446

株)に、上記第23期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の本新株予約権(141個)の目的である対象者の普通株式の数(1,410株)を加えた数(51,856株)となります。

(注3) 買付け予定数の下限は、対象者の上記第23期第2四半期報告書(平成22年11月15日提出)に記載された平成22年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(50,446株)に、上記第23期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の本新株予約権(141個)の目的である普通株式の数(1,410株)を加えた数(51,856株)に、3分の2を乗じた株式数(34,571株(小数点以下第一位を切り上げ))です。

(注4) 買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)の末日までに、本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行される対象者の普通株式も本公開買付けの買付け等の対象としております。

(注5) 買付け予定数は上記注2に記載に基づき算出しておりますが、対象者は、平成23年2月2日付で第23期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)に係る四半期報告書を提出しており、当該第23期第3四半期報告書によれば、平成22年12月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数は50,456株、本新株予約権の数は139個、本新株予約権の目的である対象者の普通株式の数は1,390株であり、平成22年12月31日現在における対象者の普通株式の発行済株式総数(50,456株)に本新株予約権(139個)の目的である対象者の普通株式の数(1,390株)を加えた数である51,846株が本公開買付けにより買付け等を行う株券等の最大数となります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年2月3日(木曜)から平成23年3月17日(木曜)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき金120,000円

② 新株予約権

i 平成16年新株予約権1個につき金1,025,000円

ii 平成18年新株予約権1個につき金720,000円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付け予定数の下限(34,571株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(49,934株)が当該買付け予定数の下限(34,571株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書(その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成23年3月18日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	49,884 株	49,884 株
新株予約権証券	50 株	50 株
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	49,934 株	49,934 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(50 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	24,696 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.63%)
買付け等後における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	49,934 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.31%)
買付け等後における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主の議決権の数	50,456 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けに応募された普通株式 (49,884 株) に係る議決権の数 (49,884 個) 及び本公開買付けに応募された本新株予約権 (5 個) の目的である普通株式 (50 株) に係る議決権の数 (50 個) の合計です。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 23 期第 3 四半期報告書 (平成 23 年 2 月 2 日提出) に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第 23 期第 3 四半期報告書 (平成 23 年 2 月 2 日提出) に記載された、平成 22 年 12 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数 (50,456 株) に、平成 22 年 12 月 31 日現在の本新株予約権 (139 個) の目的である対象者の普通株式の数 (1,390 株) を加えた 51,846 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成23年3月28日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式の全てを取得することを目的とした取引を実施することを予定していますので、その場合には、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

バックス株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上